

令和7年度リーディングDXスクール事業公募要領

(株)内田洋行 教育総合研究所
リーディングDXスクール事業事務局

- ※ 本事業も開始から3年目となることから、これまでの端末活用を促進するというフェーズから、端末活用により個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びを実現するフェーズへと軸足を移すこととし、指定校等が実践する内容（創出する事例）についても見直しを行っているため、指定校等が実施する内容について十分確認すること。
- ※ 応募申請に当たり、これまでのリーディングDXスクール事業の実施内容等については、本事業特設サイトを確認すること。<https://leadingdxschool.mext.go.jp/>

1. 事業名

令和7年度リーディングDXスクール事業

（予算事業名：リーディングDXスクール事業（令和6年度補正予算））

2. 事業目的

全ての都道府県及び政令指定都市において、「令和の日本型学校教育」の構築に向けた優れた実践の創出、普及の拠点となる「リーディングDXスクール事業指定校（以下、「指定校」とする。）」を指定し、1人1台端末の標準仕様に含まれている汎用的なソフトウェアとクラウド環境を活用した効果的な授業実践を創出・モデル化し、互いの実践からの相互学習を強く推奨しつつ校種を超えて普及することにより、都道府県等の域内、さらには全国全ての学校におけるGIGAスクール構想の加速化を図る。

3. 指定校募集に関する内容

(1) 事例の創出、普及のための指定校・指定箇所に関すること

指定箇所は、全国に100箇所程度を指定予定（全国及び域内の格差を解消する観点から、事業として、都道府県及び政令指定都市ごとに最低1箇所の指定を行うことを目指している）。

- ・ 指定箇所は、本事業開始時に開催するキックオフ会議や夏季学習会等、本事業が開催する学習会等への参加を原則必須とする。
- ・ 原則、指定校を所管する教育委員会を指定箇所とし、教育委員会は、所管する学校を指定校として応募申請すること。都道府県が事業受託先（契約者）となることも可とするが、その場合でも指定箇所としての役割は、あくまで指定校を所管する教育委員会が担うこと。
- ・ 令和5・6年度の本事業指定箇所は、これまでの取組の成果の上に、より効果的な実践事例の創出を期して、継続して応募申請することを可とする。
- ・ 指定校を所管する教育委員会には、指定箇所デジタルバッジを付与する。

(2) 指定校に関すること

- ・ 指定校は、公立の小・中学校（義務教育学校を含む）、中等教育学校、高等学校を対象とする。
- ・ 指定校は、同じ中学校区内の小・中学校各1校以上の組み合わせを原則とする。

※ 都道府県が指定箇所として応募申請する場合も、指定校は同じ中学校区内の小・中学校各1校以上の組み合わせを原則とすること。

※ 同じ中学校区内の小・中学校各1校以上の組み合わせを指定校とした上で、さらに指定校を増やす場合は、中学校区にこだわらず、小学校、中学校を指定校として追加申請することを可とする。

- ・ 高等学校も希望に応じて若干の指定を行う。
- ・ 指定校は、本事業開始時に開催するキックオフ会議や夏季学習会等、本事業が開催する学習会等への参加を原則必須とする。
- ・ 指定校には、指定校デジタルバッジを付与する。

(3) 連携協力校に関すること

・ 汎用性の高い事例を創出し、域内に広く実践を普及させる観点から、指定校をおく教育委員会の域内において連携協力校(以下、「協力校」という。)を複数校設けることを可とする。

・ 協力校は、公立の小・中学校(義務教育学校を含む)、中等教育学校、高等学校を対象とする。

・ 協力校になるための応募申請(審査書類の提出等)は不要。

※ 協力校は、審査は行わない。指定箇所・指定校が審査を通過すれば、応募申請書類にて申請された協力校は、自動的に協力校とする。

・ 協力校は、本事業が開催する学習会等への参加を可とする。

・ 協力校の本事業学習会等への参加や指定校への視察に係る旅費については、経費として計上することを可とする。

・ 協力校には、協力校デジタルバッジを付与する。

(4) 認定校に関すること【新設】

・ 学校の自主的な取組を支援する観点から認定校の枠組みを導入する。認定校は審査をもって認定する。

・ 認定校は、公立の小・中学校(義務教育学校を含む)、中等教育学校、高等学校を対象とする。

・ 認定校への応募申請は、次の2通りとする。

① 指定箇所・指定校として申請していたが、審査の結果、指定箇所・指定校に採択されなかった場合に、認定校になることを希望する場合は、応募申請時、「事業申請書B_(学校情報)」の該当欄にその旨を記載すること。

② 応募申請時に初めから認定校に応募申請をする。

※ 認定校に初めから応募申請をする場合は、教育委員会の承認を受け、学校長が必要な書類を整え応募申請すること。

※ 同一の学校設置者の中に複数の認定校を希望する学校がある場合には、学校設置者がまとめて応募申請を提出すること。

※ 指定校を設置する指定箇所(教育委員会)内には、指定校又は協力校を置くこととしており、認定校を置くことはできないことに留意すること。

・ 認定校は、本事業が開催する学習会や指定校が実施する学習会、視察等への参加に加え、本事業特設サイトにて学校の取組や公開授業・研修会の情報を発信することを可とする。ただし、本事業の経費については、認定校には措置しないことに留意すること。

※ 本事業認定校として、契約等は発生しない。

※ 応募申請の段階と、事業が開始される令和7年4月では、応募申請をした

学校長が退職や異動等でかわることも考えられるが、教育委員会の承認を受けた学校を審査により認定校とするため、校長の異動等により認定校が別の学校に変更になることはない。

- ・ 認定校には、認定校デジタルバッジを付与する。

(5) 現行教育課程の基準によらない教育課程を編成・実施（研究開発の実施）

指定校が事業の実施に当たり、デジタル学習基盤を活用した授業実施に向け、情報活用能力の育成に向けた指導を重点的に実施するために、現行教育課程の基準によらない教育課程を編成、実施して研究開発を行うことを認める。

本事業における指定を希望する学校が、教育課程の基準によらない教育課程を編成・実施して研究開発することを希望する場合には、本事業の指定校の応募申請と合わせて、必要な書類を本事業の事務局に提出すること。

※ 詳細は、実施要項等を参照すること。「教育課程の基準の特例」の内容に関しては本事業の事務局では回答できないため、申請要領内の問い合わせ先まで連絡すること。

(6) 応募申請及び採択に関すること

ア 応募申請に関すること

- ・ 実施計画においては、応募申請時点での実施内容にかかる具体的な計画を記載すること。
- ・ 当該校のこれまでのICT活用に関する実践の内容が分かる既存資料を添付すること。
- ・ クラウド環境の十全な活用を担保する観点から、回線速度が十分なものとなっているか、実測値等のネットワーク・アセスメントの結果について様式に従って記載すること。
- ・ 本事業趣旨を踏まえ、指定校を希望する学校の日常的な活用頻度について記載すること。

※ 以下については加点対象とする

- ・ 域内への実践の普及・展開を促進する観点から、本事業指定校に、都道府県や関係自治体の研究指定を重ねて指定する場合。
- ・ 教育課程の特例の適用を希望する場合。

イ 審査・採択等に関すること

- ・ 有識者の参画を得て、書類審査により指定箇所・指定校、認定校を指定する。
- ・ 選定の結果、契約予定者と提出書類を元に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、事業計画書の内容を勘案して決定するものとするので、事業申請者の提示する金額とは必ずしも一致するものではない。
- ・ 契約は、事務局・自治体/教育委員会間とする。契約時期については、採択後速やかに締結するものとするが、自治体に事情がある場合は、事務局に相談することも可とする。
- ・ 契約予定者として選定されたとしても契約締結後でなければ経費の支出ができないことに十分留意すること（キックオフ会議までに契約締結が間に合わない場合のみ、委託費とは別途事務局から旅費を支出することも可能とする（この場合、キックオフ旅費に係った額は、契約額から差し引かれる）。そのため、契約がキックオフ会議に間に合わないことが既に分かっている場合でも必ずキックオフ会議に係る旅費については申請時に計上して

おくこと。)

- ・ 本事業は令和7年4月以降、契約後から令和8年2月末までを事業実施期間とする。ただし、実施期間以降でも、報告書等の加筆修正等、事務局からの問合せや依頼には積極的に協力すること。

4. 経費

本事業に係る経費は、指定内定後、事業計画書に基づき、文部科学省から委託を受けた事務局と指定箇所がその計画について調整を行った上で委託契約を締結し、**経費の支出は事業完了後の清算支払い**とする。なお、事業の実施過程において各事業計画の内容を変更しようとするときは、実施計画変更申請書（任意様式、事業計画書との違いが分かるもの）を事務局に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、各事業計画のうち経費のみを変更する場合で、契約額の総額に影響を及ぼさず、経費区分間で増額する額が事業計画額の総額の15%を超えない場合についてはこの限りではない。

また、本事業において指定箇所が、同時に他の事業を実施する場合には、同一の取組に対して複数の事業から経費を措置することはできないので、それぞれの事業の目的および趣旨を適切に整理した上で計画する必要がある。

(1) 1 指定箇所当たりの経費を **90万円（上限）** とする。

- ・ 指定箇所の採択件数によっては、委託額上限を一律に減額する可能性もある。
- ・ 指定箇所・指定校は、キックオフ会議や夏季学習会への参加を求めることから、必ず旅費を指定校数+教育委員会担当者分計上すること。
※自治体として別途経費を準備できている場合は、その旨キックオフ会議旅費の備考欄に記載すること。
- ・ 相互に学び合うことにより、汎用性の高い事例を創出し、更に事例を普及していく事業趣旨を踏まえ、指定校への視察等旅費は優先し、積極的に積算すること。
- ・ 協力校として登録されている学校も、事例創出のための経費の使用を可とする。
- ・ 本事業の経費について、認定校には措置しない（契約も発生しない）。
- ・ ICT支援員や非常勤職員等の人件費は認めない。
- ・ キックオフ会議や夏季学習会は、東京での開催を検討していることから、遠方になる教育委員会においては、指定箇所への事業経費とは別に、会の参加に係る経費支援を行う。参加にあたっての1人あたりの旅費（自治体の規程に拠る宿泊費・日当等を含む）が8万円を超える場合、8万円までは上記上限額90万円の中で計上し、8万円を超える額のうち事務局からの経費支援を希望する場合には【キックオフ会議（夏季学習会）参加に係る支援費用】として申請を行うこと。なお、8万円を超える分について教育委員会、指定校（2校まで）から1名ずつ、合計3名分まで【キックオフ会議（夏季学習会参加）に係る支援費用】として別途事務局より支援する（本費用は契約上限額90万に含まない）。ただし、1人当たりの支援は1回につき最大5万円までのとする。

例)

神奈川県から夏季学習会参加にかかるの旅費：

往復3,000円 → 支援対象とはならないため、上限90万円の中で計上

沖縄県から夏季学習会参加にかかる旅費：

往復100,000円 → 1人あたり8万円までは上限90万円の中で計上。8万円を超える分(1人2万円)については最大3名分(2万円×3名=6万円)まで【夏季学習会参加に係る支援費用】として別途支援の申請が可能。(本費用は契約上限額90万に含まない。)ただし、1人あたり最大5万円までの支援とする。

- ・ G I G A端末の活用事例を掲載した市販の教育書等の購入を強く推奨する。
- ・ 事例の創出、普及を目的とした事業であることから、主に指定校視察旅費(研修等含む)、講師等謝金、これらに関わる協力校の必要経費を含めることも可とする。
- ・ その他、本事業の趣旨・目的に照らして関連性の不明確な取組については対象外とする。

※ 本事業における主な経費区分

諸謝金、旅費、図書購入費等(コピー用紙については1万円まで計上可能。インクやトナーの計上は不可。また、従来からG I G A端末を活用している学校が指定校として、効果的な実践例を創出することを目的としているため、P C・タブレット端末、ネットワーク環境整備に係る費用も不可。汎用性の高い事例を創出する事業趣旨から、有償アプリ関連費用(デジタル教科書に係る費用を含む)も不可。ただし、研修や公開授業での使用等、教員が学ぶ前提で使用するものであれば計上可能。その他の消耗品についても教員が学ぶ前提であれば計上可能)

詳細は、**別紙**を必ず参照すること。

- (2) 市町村教育委員会の代わりに、便宜上、都道府県教育委員会が契約主体となる場合において、以下のような内容に限り、希望に応じて、指定箇所経費(1)の上限90万円とは別に10万円(上限)を経費として追加積算することを認める。
- ・ 市町村教育委員会が本事業の学習会等に参加(市町村教育委員会は指定校に対して指導・助言を行う)するための経費
 - ・ 都道府県教育委員会が、その域内にリーディングD Xスクールの取組や成果を普及することを内容とする研修においてアドバイザーや講師の招聘に係る費用及び、派遣経費や、都道府県の担当者が域内の指定校等を訪問したりするための経費
- (3) **本事業を再委託することはできない。**そのため、委託費の計上は認めない。
- (4) その他
- 令和7年度実施予定の学習会等 いずれも開催場所は東京都内を想定
- ・ キックオフ会議：令和7年4月21日(月)(午前11:30受付開始)
 - ・ 夏季学習会：令和7年7月～8月を予定(1.5日程度)

※ 指定箇所・指定校から各1名分の旅費を本事業費に必ず計上すること(自治体で負担する場合を除く)。

5. 指定箇所への学校DX戦略アドバイザーの派遣

(1)の経費とは別に、指定箇所の希望に応じ、1指定箇所あたり年間3回を上限に、学校DX戦略アドバイザーを全額国費で派遣する。アドバイザーの派遣を希望する指定箇所は、指定校の希望等を取りまとめること。

※ 派遣回数は、1指定箇所への派遣回数(上限)であり、指定校への派遣回数ではないことに留意すること。

※ 1回あたりのアドバイザーの派遣人数は1人とする。(同一の日程に、一度に3人(3回分の派遣)のアドバイザーを招へいすることも可とする。)

6. 指定校(指定箇所)及び認定校の事例創出に向けた取組内容

個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びを実現する観点から、1人1台端末の標準仕様に含まれている汎用的なソフトウェアとクラウド環境(以下、「GIGA環境」という。)を毎日、高い頻度で活用することにより、次の(1)～(3)に記載されている内容に関する実践事例を創出し、事例創出の過程や学校としての取組体制・実施方法も合わせて普及する(改善に向かう取組の過程を可視化)。

<事例の創出に関する実施内容>

(1) 情報活用能力を育成する指導の充実

① 情報活用能力の育成

GIGA環境を活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を進める中で、児童生徒が自立して学習していくために重要である情報活用能力を育成するための取組を行う。

※ 学習指導要領総則においては、児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)等の学習の基盤となる資質・能力を育成するため、各教科等の特性を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとすることとされている。

情報活用能力をより具体的に捉えれば、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものである。【学習指導要領解説総則編】

② 児童生徒が身に付けた情報活用能力の活用

情報活用能力を教科教育の場面で活かすことを意図した学習指導の取組を行う。

(2) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けたGIGA環境の活用

① 主体的・対話的で深い学びの実現

各教科等の指導において、GIGA環境を活用しながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた取組を行う。

② GIGA環境を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

GIGA環境を活用しながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けた取組を行う。

※ 本事業指定校の授業において生成AIを活用することは差し支えないが、

別途文部科学省では生成A Iパイロット校の指定を通じた事例創出事業を実施していることに鑑み、本事業において創出を求める事例は、生成A Iの活用のみを扱った事例ではないことに留意すること。

- (3) 自治体の実態に応じてさらに活用促進を図る具体的な取組
- ① 動画教材の活用、オンラインを活用した地域人材や外部専門家の参画を得た授業（遠隔教育特例制度による遠隔授業を含む）や学校間交流、端末の日常的な持ち帰りによる家庭学習の充実
 - ② 1人1台端末、グループウェア及びクラウド環境を活用し、教員の働き方改革につなげる取組（対話的・協働的な職員会議・教員研修の実施等含む）、保護者との連絡をはじめとする校務D Xの推進
 - ③ 不登校児童生徒や個別事情により登校できない児童生徒と学校をつなぐ取組、臨時休業等の非常時等、登校が難しい場合の対応に備えた取組や、日本語指導を必要とする児童生徒（外国籍・日本籍含む）への対応のための取組 等

<普及に関する実施内容>

- (4) 本事業の趣旨を踏まえ、日常的な取組の事例を積極的・定期的に公開すること。
- (5) 指定校の実践内容を動画や写真、研修のオンライン公開など分かりやすくアクセスしやすい形で地域内外に普及させること。
- (6) 取組内容について、学校W e bサイトや教育委員会のW e bサイト等においても情報を掲載し発信すること。また、公開情報は、事務局が運営する本事業特設サイトにおいても、積極的に掲載をすること。

<その他>

- (7) 指定校としての取組に当たっては、学校が一丸となって実践を行うとともに、全国の学校現場が日々蓄積している優れた端末活用事例から学び続けること。
 - ※ 教師による実践に関する書籍等の購入及び学校D X戦略アドバイザーを活用した研修会等の実施を奨励する。
 - ※ 全国のモデルとなる事例の創出の本事業趣旨を踏まえ、積極的に全国で指定されている他地域の指定校の公開授業・研修会に参加し、教師同士が学び合い、意見交換等を行うこと。
- (8) 文部科学省においては、別途、リーディングD Xスクール等におけるG I G A環境の児童生徒の学習上、学校生活上の効果、又は校務遂行上の効果の調査を実施することも検討している。指定校は、受託事業者の求めに応じ、調査に必要な情報の提供や作業に協力することが期待される。ただし、協力は任意であり、また、調査の実施にあたり学校の負担には十分留意することとしている。

7. 指定校・指定箇所における実施内容に関する留意事項

- (1) 指定校は、学校又は教育委員会（指定箇所）の一般公開の事業特設サイトで本事業の取組の紹介等を積極的に公開すること。（本事業特設サイトにリンクを掲載）
 - ※ 公開授業や事例等の報告については、G I G A環境を十全に活用した実践とすること。
 - ※ 指定校・指定箇所は、本事業趣旨を踏まえ、実施する研修会等はオンライン参加が可能な体制を整え、全国から希望する教師等学校関係者が参加できる仕組みを整えること。

※ 特に、学校DX戦略アドバイザーを招聘して開催する学習会については積極的に全国に公開（オンラインライブ配信）し、指定校・指定箇所として、全国の教師が優れた事例等から学び合う気運を高めること。

- (2) デジタル学習基盤は、今後の学習者主体の学びを支える極めて重要なインフラという認識に立ち、教師の指導のツール（教具）としての側面のみならず、学びやすさの提供や合理的配慮の基盤であることなど、学習者のためのツール（文房具）という側面にも十分な目配せをして、各学校や地域の実態や課題に向き合いつつ、指定校・指定箇所として積極的な活用を推進すること。

8. 事業報告書（成果物）

他校にとって参照しやすい動画や写真の提供、各種研修会のオンライン配信などを中心に、成果普及に特化した内容とし、分厚い報告書の類は求めない。（会計書類は除く）

(1) 実施期間中の報告

① 外部講師を招聘した校内研修会等の公開

※学校DX戦略アドバイザーによる研修会（講演）のオンラインライブ配信

② ①に際しての授業等の公開

(2) 事業終了時の報告

実践事例を記録したスライド資料、実践のイメージが具体的に伝わる活動記録写真、動画等の提出（文部科学省で普及啓発や指導助言に用いることを想定）

※ 報告の内容については、G I G A環境を十全に活用した実践であることに留意すること。

(3) その他、文部科学省が提供する共通アンケートへの回答（E d u S u r v e y 又はグループウェア等を活用して簡易に回答・集計可能）を求める予定

※ 事業開始時点及び終了時点等の2～3回を想定

9. 事業申請書の提出方法等

(1) 事業の申請主体

①指定箇所・指定校

事業の申請は、自治体、教育委員会が行うものとする。

②認定校

事業の申請は、教育委員会の承認を受け学校が行うものとする。

1つの教育委員会から複数の認定校を申請する場合は、教育委員会が取りまとめて申請するものとする。

(2) 提出書類

① 指定箇所・指定校

ア) 事業申請書A（鑑、所要経費）

イ) 事業申請書B（学校情報、実施計画）

ウ) 積算根拠資料

エ) 教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施申請書※

※エ) は希望する指定校のみ

② 認定校

ア) 事業申請書A（鑑、所要経費）※経費シートの入力は不要

イ) 事業申請書B（学校情報、実施計画）

(3) 提出方法

- ・事業申請書についてExcelファイルを以下メールアドレス宛に送信すること。なお、積算根拠資料のファイル形式は問わない。

※事業申請書について、Googleスプレッドシートに変換して編集をすると、レイアウトが崩れることがあるため、提出前に必ずExcelファイル形式で開き、レイアウトが崩れていないか確認すること。

- ・送信メール件名は「【申請者の名称（例：〇〇県教育委員会）事業申請書（リーディングDXスクール事業）」とすること。
- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・メール受領後、事業申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、3日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、以下（4）まで電話にて照会すること。

(ア) 指定箇所・指定校

- ・「事業申請書A（鑑、所要経費）」は指定箇所で1ファイル提出すること。「事業申請書B（学校情報、実施計画）」は学校ごとに1ファイル作成の上、提出すること。ファイル名はそれぞれ以下のように設定すること。

「事業申請書A（鑑、所要経費）_教育委員会コード（6桁）_申請者（教育委員会）名」

「事業申請書B（学校情報、実施計画）_教育委員会コード（6桁）_教育委員会名_学校名」

- ※1つの教育委員会から複数指定箇所申し込む場合は、教育委員会コードの後ろに「-（ハイフン）通し番号」をつけること。（都道府県教育委員会から申し込む場合のみ）

例：

「事業申請書A（鑑、所要経費）_000000-2_内田県教育委員会」

「事業申請書B（学校情報、実施計画）_000000-2_内田県教育委員会_内田市立洋行中学校」

積算根拠資料のファイル名は、事業申請書内に記載した書類番号とすること。

(イ) 認定校

- ・「事業申請書A（鑑、所要経費）」は認定校の設置者である教育委員会ごとに1つ提出すること（1つの教育委員会から複数の認定校については申請する場合は、教育委員会がとりまとめて作成すること。所要経費シートは入力不要だが、シートは削除せずにそのまま送付すること。「事業申請書B（学校情報、実施計画）」は学校ごとに1ファイル作成の上、提出すること。ファイル名はそれぞれ以下のように設定すること。

「事業申請書A（鑑、所要経費）_教育委員会コード（6桁）_教育委員会名」

「事業申請書B（学校情報、実施計画）_教育委員会コード（6桁）_教育委員会名_学校名」

(1) 提出先

㈱内田洋行 教育総合研究所内リーディングDXスクール事業 事務局

E-mail：LeadingDXSchool_jimukyoku2025@uchida.co.jp

- (2) 本事業に関わる問い合わせ先
コールセンター： 0570-032-535（土日祝日を除く平日 9:00～17:00）
E-mail：LeadingDXSchool_jimukyoku2025@uchida.co.jp
- (3) 提出締切り
令和7年3月17日（月）12時必着

10. スケジュール

公募締切 令和7年3月17日（月）12時
審査 令和7年3月18日（火）～3月26日（水）
採択内定通知 令和7年3月31日（月）（予定）
契約締結 令和7年4月以降

11. その他

- (1) 事業申請書の作成費用については、選定結果にかかわらず事業申請者の負担とする。
- (2) 提出された事業申請書については返却しない。
- (3) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。
- (4) 選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結後でなければ事業に着手できないことから、遅滞なく契約書を締結する必要がある。そのため、申請にあたっては、本公募要領や様式等に記載している留意事項を十分に確認の上、次の必要書類を提出すること。
- 【契約締結にあたり必要となる書類】**
- ・ 事業計画書 ※審査委員から意見が提示された場合には、その指摘事項を反映した事業計画書の再提出を求める。
 - ・ 委託業務経費の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
 - ・ 銀行口座情報（採択の連絡とともに、事務局から様式を別途送付する。）
 - ・ 契約者情報等確認票（契約者名、契約締結希望日等）
 - ・ 担当者情報等確認票
- (5) 検収はリーディングDXスクール事業の事務局が行い、報告書の提出後に受託者の責任による誤り等が判明した場合には、指定する日時までに指示内容を提示修正するものとする。
- (6) 提出した報告書の記述に関し、即時説明できる体制を整えること。
- (7) 予算執行上、すべての支出には領収書等の厳格な証明書が必要であり、支出額、支出内容が適切かどうかについても、委託費支払に際し、厳格に審査され、これを満たさない場合は当該委託費の支払が行えないため、厳格な経理処理が必要であることを前提とし本事業の受託可否を検討すること。
- (8) 公募要領等に記載のない事項がある場合、または疑義が生じた場合には、事務局の指定する者と協議し、その指示に従うこと。

経費区分一覧表

経費区分	内容例 (事業に必要不可欠な経費のみ)	積算基礎・備考	応募時に必要な添付書類
諸謝金	<ul style="list-style-type: none"> 委託先が行う事業に関する協力者等に対する報酬および調査、執筆、作業、研究等に対する謝金を対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 委託先における基準単価。ただし、著しく高いものは不可。 委託先に所属する役職員ならびに構成員等を対象とするものは認められない。 文部科学省職員を対象とするものは認められない。 本事業では、委託費や ICT 支援員・非常勤職員等の人件費は認められないため、注意すること。 図書カード等の金券による支出は認められない。 謝金支払手続については、あらかじめ謝金支給対象者に説明するとともに、謝金受領書を徴収するなど、適切な支出に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 謝金規程（規程がない場合は積算の参考とした資料や過去の支出伝票の写し等） 「所要経費」シートの備考欄に積算根拠資料内で示されたどの区分に該当するか（例：大学教授級等）を記載すること
旅費	<ul style="list-style-type: none"> 外部有識者の旅費 指定校教員等の視察、現地調査、学習会等のための旅費 指導主事の指導訪問の旅費としての計上を認めるが、本事業の趣旨（事例創出のために教師が学び、教師が実践を積み重ねための事業）を十分に留意すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、委託先の旅費規程または実費。 ただし、電車代はグリーン車不可、航空運賃はエコノミークラスのみ。 旅行先、泊数を明記。 事業計画に照らして出張先、単価、回数、人数は妥当か精査すること。 マイレージポイント等、交通機関の利用に伴う優待サービスについては、サービス付与の対象外とすること。 委託先に所属する職員な 	<ul style="list-style-type: none"> 旅費規程 「所要経費」シートの備考欄に訪問先（未定の場合は積算をするにあたって参考にした方面等で構わない）を記載すること

経費区分	内容例 (事業に必要不可欠な経費のみ)	積算基礎・備考	応募時に必要な添付書類
		<p>らびに構成員等に対する支出に関して、深夜勤務等を理由とした帰宅時のタクシー代・宿泊代等は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省職員を対象とするものは認められない。 	
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施に関わる各種事務用紙、事務用品、書籍類、その他の消耗品 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実費。ただし、市場の相場と比して著しく高いものは不可。 ・ 備品的なもの（事業期間終了後も長期の反復使用に耐え得るもので、施設への備付けを目的としたもの。）の購入は不可。 ・ 備品か消耗品かの判断は、各自治体の規定に委ねる。したがって、消耗品費を計上する場合は、当該規定も併せて提出すること。 ・ パソコンやタブレットPC、ネットワーク環境の整備に係る費用の計上については用途に拠らず不可。 ・ 有償の教材・ソフトウェア・ライセンス等の購入（デジタル教科書や有償生成AIサービスを含む）については不可。ただし、研修や公開授業での使用等、教員が学ぶ前提で使用するものであれば計上可能。 ・ 本事業はクラウド環境の活用を前提としているため、印刷物の使用は最低 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品に関する規程 ・ 書籍については大まかな冊数×市場の相場と比して著しくない単価であれば根拠資料は不要 ・ 書類以外の消耗品を計上する場合は必ず見積書を添付すること（金額が分かるWEBサイトのスクリーンショット等でも構わない） ・ 「所要経費」シート of 備考欄に計上理由（教員研修で使用等）を記載すること（使用用途によっては計上が認められないものもあるので、必ず記載すること）

経費区分	内容例 (事業に必要不可欠な経費のみ)	積算基礎・備考	応募時に必要な添付書類
		<p>限と想定している。そのためコピー用紙代は1万円までとする。また、インク・トナーの計上は行えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の消耗品については教員が学ぶ前提であれば計上可能 ・ 計上するものについては、支出を記録する帳簿に品名、単価、数量を具体的に記載すること。 ・ ポイント等、商品の購入に伴う優待サービスについては、サービス付与の対象外とすること。 	
会議費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場借料（会議や発表会等の開催） ・ 外部有識者の出席する会議開催等に伴うお茶代 ・ 会議や発表会等に参加するために係る費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実費。ただし、市場の相場と比して著しく高いものは不可。 ・ 原則として委託先の諸規則によるものとし、社会通念上常識的な範囲に限る。 ・ 酒類・菓子等については支出できない。 ・ 弁当等食事代については、やむを得ない必要がある場合に限る。 ・ 会議を開催した場合は、会議費等の支出の証拠として議事録（開催日、開催場所、出席者名等を明記したもの）等を作成すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積書（金額が分かるWEBサイトのスクリーンショット等でも構わない） ・ 「所要経費」シート of 備考欄に計上理由（成果報告会を実施等）を記載すること
借損費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 器具機械借料および損料、会場借料、物品等の使用料および損料、船車等の借料、駐車料、高速道 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自前の物品や会場等を使用する場合は計上できない。 ・ 市場の相場と比して著しく高いものは不可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積書（金額が分かるWEBサイトのスクリーンショット等でも構わない） ・ 「所要経費」シート of

経費区分	内容例 (事業に必要不可欠な経費のみ)	積算基礎・備考	応募時に必要な添付書類
	路の利用料金等とする。		備考欄に計上理由（成果報告会を実施等）を記載すること

令和7年度 リーディングDXスクール事業

令和7年3月更新
※主な更新部分黄色

R6事業からの主な変更点

■ 指定校の実践内容（創出事例）

今年度の取組を踏まえ、特に①②の2点に重点を置き、日々の授業改善を実施する。

- ①情報活用能力の育成
- ②個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実と、主体的・対話的で深い学び
- ③その他（オンラインを活用した学校外の人材活用（遠隔教育特例制度による遠隔授業を含む）や学校間交流等、家庭学習の充実、校務DX等）

■ 認定校の枠組みの導入【新設】

学校の自主的な取組を支援する観点から認定校の枠組みを導入する。

■ 教育委員会の役割の明確化

市町村教育委員会が所管する学校を指定校とするが、便宜上、都道府県教育委員会が契約主体となる場合において、その事業予算として、

- ①市町村教育委員会が事業学習会等に参加する経費を計上すること（市町村教育委員会は指定校に対して指導・助言を行う）。
- ②都道府県教育委員会が、その域内にリーディングDXスクールの取組や成果を普及することを内容とする研修においてアドバイザー等を招へいる経費を計上することを可とする。（上限10万円）



事業特設サイト



事業学習会ページ



学校DX戦略アドバイザーサイト

指定類型の整理

いずれの類型の学校もGIGA端末の標準仕様に含まれている汎用的なソフトウェアとクラウド環境を十全に活用して実践を進める。

	指定校	協力校	認定校【新設】
■ 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事例の創出 ・事例の普及 ※授業及び校内研修等の公開 ※研修会のライブ配信 ・別途本事業で行うGIGA環境効果検証への協力（任意） 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定校の事例創出や域内への事例普及への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定校の実践内容を参考に学校として計画した内容を実施
■ 対象	<ul style="list-style-type: none"> ・公立の小学校、中学校（義務教育学校含む）、中等教育学校、高等学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・公立の小学校、中学校（義務教育学校含む）、中等教育学校、高等学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・公立の小学校、中学校（義務教育学校含む）、中等教育学校、高等学校
■ 応募条件	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校・中学校については、同一中学校区内の小・中学校各1校以上の組み合わせとすること 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定校を所管する教育委員会が所管する学校であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定校を所管しない教育委員会が所管する学校を対象校とし、特に条件なし ※教育委員会の要承認
■ 審査	<ul style="list-style-type: none"> ・書類審査 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし ※審査において加点の対象となることを検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・書類審査
■ 経費	<ul style="list-style-type: none"> ・あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定箇所を経費を使用可 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
■ 事業学習会等への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・原則必須 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加可能
■ 報告書提出義務	<ul style="list-style-type: none"> ・あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
■ その他	<ul style="list-style-type: none"> 指定箇所 1箇所経緯90万 学校DX戦略アドバイザー派遣 ※指定箇所 3回を上限 ※事務局が経費負担 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校DX戦略アドバイザーの派遣 ※学校に1回 ※事務局が経費負担

担当：初等中等教育局学校デジタル化PT 情報教育振興室

GIGAスクール構想の加速化事業（リーディングDXスクール事業）

令和6年度補正予算額

2 億円



文部科学省

現状・課題

GIGAスクール構想の下、1人1台端末の更新やネットワークの高速化は各自治体において進められているが、その活用状況については自治体間で格差が生じている。今後、全ての学校においてICTを日常的に活用されるようにするとともに、ICT環境を基盤として、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を進めることや児童生徒の情報活用能力を育成することが必要。

事業趣旨

指定校における1人1台端末とクラウド環境を学習の基盤とした個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に資する好事例を創出し、都道府県等の域内、さらには全国に、そして校種を超えて展開することで、GIGAスクール構想の加速化を図る。

事業内容

事例を創出・普及・展開
する学校を指定

全国で100箇所程度設置予定
1カ所約100万円の予算を措置



指定校が創出する事例の具体的なイメージ（例）

① 情報活用能力を育成する指導の充実

- ・情報を収集する場面
- ・情報を整理・比較する場面
- ・情報を分かりやすく発信・伝達する場面

※GIGA端末の標準仕様に含まれている汎用的なソフトウェアとクラウド環境を十全に活用して事例を創出することとする。

※上記のような事例創出とあわせて、インターネット上の動画教材の活用、外部専門家によるオンライン授業の実施、端末の日常的な持ち帰りによる家庭学習の充実、校務の徹底的な効率化や対話的・協働的な職員会議・教員研修等の事例も一体的に創出。

② 主体的・対話的で深い学びの中でのICT活用

- ・見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返る場面
- ・子供同士の協働、教職員や地域の人との対話等を通して自己の考えを広げ深める場面
- ・知識を相互に関連付けてより深く理解する場面
- ・情報を精査して考えを形成する場面
- ・問題を見いだして解決策を考える場面
- ・思いや考えを基に創造したりする場面

事業のイメージ

域内の学校間での情報共有・交換

全国規模での公開学習会の開催等を通じた指定校間の連携

ウェブサイトへの掲載等を通じた全国展開

< 事業スキーム >

国
(文部科学省)

委託

とりまとめ
団体

- ① 事例創出に向け指定校の設置、専門家による伴走支援の実施
- ② ポータルサイト運営、解説動画作成
→ 優れた実践の普及・展開（学校間の情報交換会の開催・運営等の支援含む）
- ③ 指定校の教師を対象とした公開学習会等の開催
- ④ 利活用促進のための調査・分析等

再委託

自治体



(担当：初等中等教育局学校情報基盤・教材課)



リーディングDXスクール事業公開学習会

特別講座 令和6年度文部科学省委託事業
リーディングDXスクール事業 公開学習会

開催日時：令和7年1月7日（火）
15:30～16:30

事前申込フォーム
<https://forms.gle/eT1wojY8bE6mrzq17>
※講師等の準備の関係上、必ず事前申込をお願いします。

リーディングDXスクール
Leading DX School

これからのGIGA!!!
教科の学びをどう深める!?

NEW



リーディングDXスクール事業 公開学習会

これからのGIGA!!!
教科の学びをどう深める!?

公開5日で10,000回再生突破!

リーディングDXスクール事業は、GIGAスクールの標準仕様に含まれている汎用型
機材を十分に活用し、児童生徒の情報活用能力の向上を図りつつ、個別最適な学びと協働的な
校務DXを行い、全国に事例を展開する事業です。地域や校種を超えて様々な取組を参考にし、
ぜひこれからの教育活動の新たな推進に役立ててください。



令和6年度文部科学省委託事業
第6回 リーディングDXスクール事業 公開学習会

開催日時：3月10日（月）
15:30～16:30

事前申込フォーム
<https://forms.gle/eT1wojY8bE6mrzq17>
※講師等の準備の関係上、必ず事前申込をお願いします。

リーディングDXスクール
Leading DX School

これからのGIGA! デジタル学習基盤をどう生かす!?

教師の指導、どう変える?

～クラウドで可視化される学習状況の把握、速やかな指導・支援を考える～



ファシリテーター
寺島 史朗 氏
文部科学省
中等中等教育局
学校情報基盤・教材課長
学校デジタル化プロジェクトチームリーダー

堀田 龍也 氏
東京大学
教養学部教授・学長特別補佐
リーディングDXスクール事業企画委員

中野 孝子 氏
四国高松市立浜小学校 校長
リーディングDXスクール事業推進校

Zoom接続先 ※講師等の準備の関係上、必ず申込をお願いします。
<https://zoom.us/j/965292144>

令和6年度公開学習会
絶賛！参加申し込み受付中!

